

Press Release

厚生労働省 東京労働局発表 平成26年11月26日(水) 東京労働局職業安定部職業対策課 課長小林博志 課長補佐坂田敦子 地方障害者雇用担当官島村正弘 地方障害者雇用担当官八戸和子 電話 03-3512-1664(直通) FAX 03-3512-1566

平成26年 東京労働局管内における障害者雇用状況の集計結果

~「都内民間企業の雇用障害者数は15万7千人」~ 雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新

東京労働局(局長 西岸正人)では、このほど東京都内の障害者の雇用義務のある民間企業や 公的機関などにおける、平成26年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめました。

平成25年4月に法定雇用率が改定されてから2回目の報告となりましたが、雇用する障害者数、雇用率ともに過去最高となり、障害者雇用は進展しています。

集計結果のポイント

- ≪民間企業≫[法定雇用率2.0%]※()は前年の値
 - 雇用障害者数は157,884.5人(149,245.0人)、対前年比5.8%〔8,639.5人〕増加
 - ・実雇用率1.77%(1.72%)、対前年比0.05ポイント上昇!
- ≪公的機関≫ [同2.3%、東京都教育委員会は2.2%]※ () は前年の値
 - 東京都の機関:雇用障害者数959.5人(946.0人)、実雇用率2.67%(2.66%)
 - ・区市町村の機関:雇用障害者数2,445.5人(2,435.5人)、実雇用率2.50%(2,49%)
 - 東京都教育委員会:雇用障害者数881.5人(763.0人)、実雇用率2.06%(1.78%)
- ≪独立行政法人等≫[同2.3%]※()は前年の値
 - · 雇用障害者数3,855.0人(3,331.0人)、実雇用率2.31%(2.27%)

※障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員に一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は2.0%)以上の障害者を雇うことを義務付けています。「障害者雇用状況報告書」は同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めたものです。

東京労働局、ハローワークでは、法定雇用率未達成の民間企業に対し、障害者雇用を進め早期に雇用率を達成するよう指導するとともに、各企業が抱える障害者雇用の課題の解決に向けて支援を行います。 また、率先垂範して障害者雇用を進めるべき立場にある公的機関・独立行政法人等に対し、今年度内に雇用率を達成するよう徹底した指導を実施します。

障害者雇用状況報告の集計結果(概要)

1 民間企業における雇用状況

○雇用されている障害者の数、実雇用率…総括表1〔P8〕、詳細表1(1)①,②〔P10〕

- 民間企業 (法定雇用率2.0%) に雇用されている障害者の数は、157,884.5人で、過去 最高となった。
- ・ 雇用障害者数を部位別にみると、身体障害者が119,984.0人、知的障害者は26,803.0 人、精神障害者は11,097.5人であった。
- 実雇用率は1.77%で、過去最高となった。

○企業規模別の状況…詳細表1(2)①,②〔P11〕

- ・ 実雇用率を企業規模別にみると、1,000人以上規模企業で2.02%、500~1,000人未満 規模企業で1.68%、300~500人未満規模企業で1.54%、100~300人未満規模企業で 1.11%、50~100人未満規模企業では、0.71%であった。
- ・ 1,000人以上規模企業が企業数全体に占める構成比は7.9%だが、雇用障害者数では 全体の74.5%、新規雇用障害者数では全体の72.2%を占めている。
- ・ 雇用障害者の障害部位別の分布をみると、身体障害者、知的障害者、精神障害者と も1,000人以上規模企業に最も多く雇用されている。

○産業別の状況…詳細表1(3)①,②〔P12,13〕

- ・ 産業別では、実雇用率の最も高い産業は「電気・ガス・熱供給・水道業」1.97%、 次いで「運輸業、郵便業」及び「金融業、保険業」1.94%、「医療・福祉」1.91%の 順となっている。
- ・ 雇用障害者の障害部位別の分布をみると、身体障害者及び知的障害者では、「製造業」で最も多く雇用されており、次いで「サービス業」となっている。精神障害者では、「サービス業」で最も多く雇用されており、次いで「卸売業、小売業」となっている。

○法定雇用率未達成企業の状況···詳細表1(5) 〔P15〕

- 平成26年の法定雇用率未達成企業数は12,434社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が6,671社(53.7%)と過半数を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が未達成企業に占める割合は56.4%となっている。

2 地方公共団体における在職状況…総括表2(1),(2),(3) [P8,9] 、詳細表3,4 [P19~22]

(1) 東京都の機関

東京都の機関(法定雇用率2.3%)に在職している障害者の数は959.5人、実雇用率は 2.67%であった。

東京都の機関は9機関全てで達成。

(2) 区市町村の機関

区市町村の機関(法定雇用率2.3%)に在職している障害者の数は2,445.5人、実雇用率は2.50%であった。

区市町村の機関は77機関中66機関が達成。

(3) 東京都教育委員会

東京都教育委員会(法定雇用率2.2%)に在職している障害者の数は881.5人、実雇用率は2.06%で未達成となっている。

3 独立行政法人等における雇用状況…総括表3〔P9〕、詳細表5〔P23〕

独立行政法人等(法定雇用率2.3%)に雇用されている障害者の数は3,855.0人、実雇用率は2.31%であった。

独立行政法人等75機関中59機関が達成。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、 それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならな いこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である(なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる)。

		(一般の民間企業	2.	0 %
\bigcirc	民間企業	- 一般の民間企業 ····································		
		特殊法人等	2.	3 %
		労働者数43.5人以上規模の特殊法独立行政法人、国立大学法人等	人、)
		独立行政法人、国立大学法人等	,	J

(カッコ内は、それぞれの割合(法定雇用率)によって1人以上の 障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数 + 失業している身体障害者及び知的障害者の数

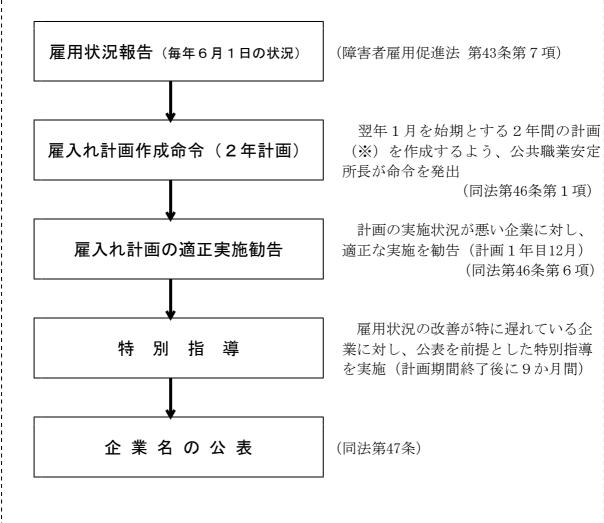
障害者雇用率 =

常用労働者数 + 失業者数

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の 障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、 2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



「障害者雇入れ計画」作成命令の発出基準について

- ①「実雇用率が著しく低く、かつ不足数が多い企業」
 - →【実雇用率が前年の全国平均値未満、かつ不足数5人以上の場合】
- ②「不足数が多い企業」
 - →【実雇用率に関係なく、不足数10人以上の場合】
- ③「中小規模企業で障害者を一人も雇用していない企業」
 - →【雇用義務3又は4人の企業(労働者数150人以上~250人未満規模企業) であって雇用障害者数0人(実雇用率が0%)の場合】

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

平成26年6月1日現在における障害者の雇用状況(目次)

、形态	
1	民間企業における雇用状況 ・・・・・・・・・・・ 8
2	地方公共団体における在職状況
	(1) 都の機関 ・・・・・・・・・・・・・・ 8
	(2) 区市町村の機関 ・・・・・・・・・・・・・ 8
	(3) 東京都教育委員会 ・・・・・・・・・・・・ 9
3	独立行政法人等における雇用状況 ・・・・・・・・・・ 9
(詳	細表〉
`	
1	民間企業における雇用状況
	(1) 概況
	①概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
	②障害部位別雇用状況・・・・・・・・・・・・10
	(2) 企業規模別の雇用状況
	①概況・・・・・・・・・・・・・・・・・11
	②障害部位別雇用状況・・・・・・・・・・・・11
	(3) 産業別の雇用状況
	①概況・・・・・・・・・・・・・・・・・12
	②障害部位別雇用状況・・・・・・・・・・・13
	(4) 民間企業における雇用状況の推移 ・・・・・・・・・14
	(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数 ・・・・・15
2	民間企業における実雇用率等の推移(グラフ)
_	(1) 企業規模別実雇用率 • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	(2) 産業別実雇用率 ・・・・・・・・・・・・17
	(3) 特例子会社の年度別設立件数 ・・・・・・・・・18

3	地方公共団体における障害者の在職状況
	(1) 法定雇用率 2.3%が適用される地方公共団体
	①概況・・・・・・・・・・・・・・・・・19
	②障害部位別在職状況・・・・・・・・・・・19
	(2) 法定雇用率 2.2%が適用される教育委員会 ・・・・・・20
4	公的機関の各機関の状況
	(1) 地方自治体の各機関の状況
	①都の機関の状況・・・・・・・・・・・・・21
	②区市町村の機関の状況・・・・・・・・・・21
5	独立行政法人等における障害者の雇用状況
	(1) 概況 ・・・・・・・・・・・・・・・23
	(2) 地方独立行政法人等の各機関の状況 ・・・・・・・・23

平成26年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

_	- P 0 1 4 1 0 1 1	のただけいいいい				
	区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	雇用率対前年比増減(P)	達成割合(%)
	民間企業	8,907,252.0	157,884.5 [120,951]	1.77	0.05	30.3
		(8,696,239.5)	(149,245.0)	(1.72)	(0.06)	(28.4)

^{※[]}内は実人員。以下同じ。

2 地方公共団体における在職状況

(1)都の機関(法定雇用率2.3%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	雇用率対前年比增減(P)	達成割合(%)
女 の 十級 日日	36,003.5	959.5 [714]	2.67	0.01	100.0
都の機関		[,,,]			
	(35,626.5)	(946.0)	(2.66)	(0.06)	(100.0)

(2)区市町村の機関(法定雇用率2.3%)

区分	①法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	雇用率対前年比増減(P)	達成割合(%)
区の機関	68,410.5	1,764.0 [1,314]	2.58	▲0.02	96.3
	(68,612.0)	(1,781.0)	(2.60)	0.05	(96.3)
市町村の機関	29,313.5	681.5 [499]	2.32	0.07	80.0
	(29,142.0)	(654.5)	(2.25)	(0.10)	(78.4)
区市町村の機関	97,724.0	2,445.5 [1,813]	2.50	0.01	85.7
[二][7][7][7][7][7]	(97,754.0)	(2,435.5)	(2.49)	(0.06)	(84.6)

[|] | ※区市町村の機関のうち未達成であった1機関は、公表日時点で達成済み

(3)東京都教育委員会(法定雇用率2.2%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	雇用率対前年比増減(P)
東京都教育委員会	42,778.0	881.5 [667]	2.06	0.28
	(42,770.5)	(763.0)	(1.78)	(0.17)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.3%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	雇用率対前年比増減(P)	達成割合(%)
独立行政法人等	167,130.5	3,855.0 [2,927]	2.31	0.04	78.7
	(146,574.0)	(3,331.0)	(2.27)	(0.12)	(70.7)

[※]独立行政法人等の機関のうち未達成であった4機関は、公表日時点で達成済み

1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

()内は、平成25年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〈詳細表〉(平成26年6月1日現在)

1 民間企業における雇用状況

(1)概況

①概況

					③障害者	の数(人)				
区分	①企業数 (社)	-1 1	陪宝老及び	B.重度身体障害者及び重度知的障害者の短時間労働者	の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間労働者	Δ×2+B+	F. うち新規 雇用分	④実雇用率 E÷②×100 (%)	⑤雇用率対 前年比増減 (P)
民間企業	17,827	8,907,252.0	40,885	3,221	68,942	7,903	157,884.5	16,530.0	1.77	0.05
[2.0%]	(17,626)	(8,696,239.5)	(39,126)	(2,998)	(64,590)	(6,810)	(149,245.0)	(15,647.0)	(1.72)	(0.06)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
 - 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、③E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、③D欄 の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、③E欄の計を算出する に当たり0.5カウントを行っている。
 - 3 ③A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、③B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
 - 4 ③F欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
 - 5() 内は平成25年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2)障害部位	<u>別雇用状况</u>																
		②身体障害者の数(人)								③知的障害	者の数(人)			④精神障害者の数(人)			
区分			外の身体障	体障害者で ある短時間	D. 重度以 外の身体障 害者である 短時間労働 者	A×2+B +C+D×			外の知的障	的障害者で ある短時間	D. 重度以 外の知的障 害者である 短時間労働 者	A×2+B +C+D×	F. うち新規 雇用分	害者	B. 精神障 害者である 短時間労働 者	A+B×0.5	D. うち新規 雇用分
見聞へ歩(200)	157,884.5	35,417	44,848	2,590	3,424	119,984.0	10,069.5	5,468	14,263	631	1,946	26,803.0	3,494.5	9,831	2,533	11,097.5	2,966.0
民間企業[2.0%]	(149,245.0)	(34,264)	(43,663)	(2,428)	(3,096)	(116,167.0)	(9,836.0)	(4,862)	(13,022)	(570)	(1,665)	(24,148.5)	(3,216.5)	(7,905)	(2,049)	(8,929.5)	(2,594.5)

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②E、③E、④Cの計である。
- : ①「側の「呼音者の数」には念に、②に、③へが割てめる。 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、②③E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。 3 ②③D欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに④欄Bの精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④C欄を算出するに
- 当たり0.5カウントとしている。 4 ②3A、B欄及び④A欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②3C、D欄及び④B欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③F欄及び④D欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。6()内は平成25年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2)企業規模別の雇用状況

①概況

		②法定雇用			③障害者	竹の数(人)				
区分	①企業数 (社)	障害者数の 算定の基礎 となる労働 者数(人)	A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 重度以外 の身体障害者 及び知的障害 者並びに精神 障害者である 短時間労働者	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5	F. うち新規 雇用分	④ 実雇用率 E÷② ×100(%)	⑤雇用率 対前年比 増減(P)
±₽±₩≈±	17,827	8,907,252.0	40,885	3,221	68,942	7,903	157,884.5	16,530.0	1.77	0.05
規模計	(17,626)	(8,696,239.5)	(39,126)	(2,998)	(64,590)	(6,810)	(149,245.0)	(15,647.0)	(1.72)	(0.06)
50~100未満	6,663	469,730.0	829	92	1,498	147	3,321.5	254.0	0.71	0.02
2019 100 不加	(6,535)	(461,090.0)	(792)	(101)	(1,426)	(143)	(3,182.5)	(277.5)	(0.69)	(0.03)
100~300未満	6,753	1,091,157.0	2,911	352	5,516	895	12,137.5	1,484.5	1.11	0.03
100 300 大川	(6,733)	(1,084,194.0)	(2,782)	(326)	(5,359)	(830)	(11,664.0)	(1,298.0)	(1.08)	(0.05)
300~500未満	1,618	599,153.0	2,336	282	3,918	678	9,211.0	1,108.5	1.54	0.09
300~300大加	(1,638)	(605,860.0)	(2,263)	(258)	(3,752)	(546)	(8,809.0)	(1,108.5)	(1.45)	(0.04)
500~1000丰港	1,392	930,779.5	4,048	352	6,772	766	15,603.0	1,751.5	1.68	0.04
500~1000未満	(1,350)	(904,750.0)	(3,909)	(338)	(6,366)	(649)	(14,846.5)	(1,709.0)	(1.64)	(0.06)
1000以上	1,401	5,816,432.5	30,761	2,143	51,238	5,417	117,611.5	11,931.5	2.02	0.06
1000%	(1,370)	(5,640,345.5)	(29,380)	(1,975)	(47,687)	(4,642)	(110,743.0)	(11,254.0)	(1.96)	(80.0)

注1(1)①の表と同じ

②障害部位別雇用状況

		②身体障害者の数(人) ③知的障害者の数(人)											(2	精神障害	者の数(人	()	
区分	①障害者の数 (人)	A.重度身 体障害者	以外の身 体障害者	身体障害	障害者で	E. 計 A×2+B +C+D× 0.5	F. うち新 規雇用分	A.重度知 的障害者	以外の知	知的障害		E. 計 A×2+ B+C+ D×0.5	F. うち新 規雇用分	Date cate and	B. 精神 障害者で ある短時 間労働者		D. うち新 規雇用分
+0.4#=1	157,884.5	35,417	44,848	2,590	3,424	119,984.0	10,069.5	5,468	14,263	631	1,946	26,803.0	3,494.5	9,831	2,533	11,097.5	2,966.0
規模計	(149,245.0)	(34,264)	(43,663)	(2,428)	(3,096)	(116,167.0)	(9,836.0)	(4,862)	(13,022)	(570)	(1,665)	(24,148.5)	(3,216.5)	(7,905)	(2,049)	(8,929.5)	(2,594.5)
50~100未満	3,321.5	784	1,108	70	73	2,782.5		45	245	22	46	380.0		145	28	159.0	
50~100末凋	(3,182.5)	(737)	(1,070)	(72)	(71)	(2,651.5)		(55)	(249)	(29)	(48)	(412.0)		(107)	(24)	(119.0)	
	12,137.5	2,578	3,826	287	451	9,494.5		333	877	65	147	1,681.5		813	297	961.5	
100~300未満	(11,664.0)	(2,456)	(3,752)	(270)	(400)	(9,134.0)		(326)	(890)	(56)	(158)	(1,677.0)		(717)	(272)	(853.0)	
300~500未満	9,211.0	1,971	2,562	224	241	6,848.5		365	710	58	181	1,588.5		646	256	774.0	
300~500未満	(8,809.0)	(1,949)	(2,530)	(211)	(218)	(6,748.0)		(314)	(664)	(47)	(146)	(1,412.0)		(558)	(182)	(649.0)	
500~1000丰芒	15,603.0	3,666	4,391	269	348	12,166.0		382	1,261	83	176	2,196.0		1,120	242	1,241.0	
500~1000未満	(14,846.5)	(3,530)	(4,235)	(242)	(312)	(11,693.0)		(379)	(1,279)	(96)	(147)	(2,206.5)		(852)	(190)	(947.0)	
1000以上	117,611.5	26,418	32,961	1,740	2,311	88,692.5		4,343	11,170	403	1,396	20,957.0		7,107	1,710	7,962.0	
	(110,743.0)	(25,592)	(32,076)	(1,633)	(2,095)	(85,940.5)		(3,788)	(9,940)	(342)	(1,166)	(18,441.0)		(5,671)	(1,381)	(6,361.5)	

注1(1)②の表と同じ

(3)産業別の雇用状況

①概況

①概况		1	I		③陪宝老	の数(人)				
区分	①企業数 (社)	②法定雇用障害者数の算定の基礎となる 労働者数(人)	A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C. 重度以外	D. 重度以外の 身体に り り り り り り り り り に 精神障 害者 で ある 短 り に 精神障 害者 で ある 短 り に 精神 に 精神 に た り に れ う に れ う に れ う に れ る に れ る に る に る に る に る に る に る に る	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5	F. うち新規 雇用分	④実雇用率 E÷②×100 (%)	⑤雇用率対前 年比増減(P)
産業計	17,827	8,907,252.0	40,885	3,221	68,942	7,903	157,884.5	16,530.0	1.77	0.05
庄 未印	(17,626)	(8,696,239.5)	(39,126)	(2,998)	(64,590)	(6,810)	(149,245.0)	(15,647.0)	(1.72)	(0.06)
農・林・漁業	11	5,216.0	26	0	42	0	94.0	16.0	1.80	0.42
2 11 23351	(18)	(4,415.5)	(19)	(1)	(22)	(0)	(61.0)	(1.0)	(1.38)	(▲ 0.16)
鉱業、採石業、砂利採取業	10	4,801.0	19	2	45	2	86.0	7.5	1.79	0.04
	(11)	(4,864.5)	(20)	ļ	(42)	(2)	(85.0)	(5.5)	(1.75)	(0.16)
建設業	748	298,623.0	1,489	44	2,027	101	5,099.5	474.5	1.71	0.12
	(738)	(269,767.0)	(1,298)	ļ	(1,651)	(42)	(4,297.0)	(280.5)	(1.59)	(0.02)
製 造 業	3,021	2,111,944.5	11,402	296	16,668	470	40,003.0	2,558.5	1.89	0.06
	(3,075)	(2,000,756.0) 246.045.5	(10,433) 1.021	(270)	(15,185) 2.697	(395)	(36,518.5) 4.881.5	(2,249.0)	(1.83) 1.98	(0.03) 0.06
食料品・たばこ	(334)	(242,988.0)	(997)		(2,541)	(132)	(4,661.0)	(400.0)	(1.92)	(0.09)
繊維工業	41	15,145.5	70 (76)	9 (2)	114	8 (7)	267.0	23.0	1.76	0.04 (0.04)
木材·家具	(45) 21	(16,702.0) 6,875.5	(76) 35	1	(130) 63	(7)	(287.5) 134.5	(26.5) 10.0	(1.72) 1.96	0.38
不例: 家兵	(25)	(7,506.0)	(31)		(56)	(1)	(118.5)	(11.0)	(1.58)	(▲ 0.04)
パルプ・紙・印刷	387 (394)	131,599.0 (133,130.5)	654 (636)	16 (11)	1,002 (1,040)	(30)	2,339.5 (2,338.0)	159.5 (151.0)	1.78 (1.76)	0.02 (0.09)
化学工業	487	385,414.5	2,064	53	3,128	73	7,345.5	547.5	1.91	0.08
** + + + + + + + + + + + + + + + + + +	(495) 62	(395,764.0) 29,381.0	(2,037) 140	(62)	(3,068) 227	(66)	(7,237.0) 514.5	(447.0) 34.5	(1.83) 1.75	(0.04) ▲ 0.01
窯業·土石	(72)	(40,447.0)	(218)		(271)	(2)	(712.0)	(40.0)	(1.76)	(0.11)
鉄鋼	60 (63)	73,880.5 (43,149.0)	402 (223)	18 (11)	642 (341)	(1)	1,469.5 (798.5)	116.0 (65.0)	1.99 (1.85)	0.14 (A 0.02)
非鉄金属	83	53,696.5	290	8	430	5	1,020.5	58.5	1.90	0.04
. —	(85) 197	(57,996.5) 76,633.5	(311) 416	(6) 10	(448) 552	(7)	(1,079.5) 1.401.5	(76.5) 74.5	(1.86) 1.83	(0.00)
金属製品	(189)	(73,793.0)	(396)	(11)	(529)	(9)	(1,336.5)	(96.0)	(1.81)	(0.00)
電気機械	330 (327)	418,154.5 (352,025.0)	2,658 (2,201)	18 (28)	2,912 (2,356)	36 (27)	8,264.0 (6,799.5)	306.0 (224.5)	1.98	0.05 (0.02)
その他機械	469	451,613.0	2,582	58	3,179	70	8,436.0	598.5	1.87	0.10
	(496) 546	(411,590.5) 223,505.5	(2,253) 1.070	(36)	(2,711) 1,722	(57)	(7,281.5) 3,929.0	(488.0) 245.0	(1.77) 1.76	(▲ 0.02) 0.05
その他	(550)	(225,664.5)	(1,054)		(1,694)	(56)	(3,869.0)	(223.5)	(1.71)	(0.02)
電気・ガス・熱供給・水道業	40	68,038.5	384	1	564	14	1,340.0	65.5	1.97	0.05
	(41)	(73,485.5)	(405)	(1)	(596)	(14)	(1,414.0)	(66.0)	(1.92)	(0.10)
情報通信業	2,324	891,584.5	4,025	156	5,590	230	13,911.0	1,651.0	1.56	0.07
	(2,255)	(846,603.5)	(3,670)	(150)	(5,000)	(190)	(12,585.0)	(1,600.0)	(1.49)	(0.05)
運輸業、郵便業	1,173	527,811.5	2,557	210	4,661	495	10,232.5	833.0	1.94	0.06
	(1,170)	(525,890.5)	(2,468)	(186)	(4,581)	(416)	(9,911.0)	(949.5)	(1.88)	(0.10)
卸売業、小売業	3,536	1,309,133.0	5,004	571	9,721	1,758	21,179.0	2,554.0	1.62	0.08
	(3,514)		(4,827)		(8,706)	(1443)	(19,578.5)	(2,377.5)	(1.54)	(0.07)
金融業、保険業	500	641,625.5	3,381	64	5,572	115	12,455.5	1,257.0	1.94	0.06
	(496)	(598,771.0)	(3,078)		(5,005)	(115)	(11,283.5)	(1,093.0)	(1.88)	(0.07)
不動産業、物品賃貸業	496	176,875.5	649	79	1,200	149	2,651.5	443.5	1.50	0.04
	(509)	(174,782.5)	(635)	·		(136)	(2,557.0)	(344.0)	(1.46)	(0.02)
学術研究、 専門・技術サービス業	919	411,015.0	1,783	179	3,070	507	7,068.5	764.0	1.72	0.08
	(859)	(359,246.5)	(1,519)		(2,544)	(380)	(5,901.0)	(637.5)	(1.64)	(0.16)
宿泊業、 飲食サービス業	512	282,353.5	971	304	2,203	932	4,915.0	(700.5)	1.74	▲ 0.01
	(478) 496	(288,271.5) 156,623.0	(1,046) 572	(311)	(2,260) 1,182	(791)	(5,058.5) 2,542.0	(709.5) 359.5	(1.75)	(0.06)
生活関連サービス業、 娯楽業	(486)	(168,103.5)	(601)		(1,241)	(255)	(2,676.5)	(313.5)	1.62	(▲ 0.07)
	402	147,212.0	620	33	952	70	2,260.0	311.5	1.54	0.10
教育·学習支援業	(384)	(131,020.5)	(532)				(1,891.5)	(165.0)	(1.44)	(0.00)
	1,104	381,594.5	1,722	325	3,112	847	7,304.5	1,081.5	1.91	0.00
医療•福祉	(1,067)	(380,684.0)	(1,719)		(2,912)	(640)	(6,966.0)	(1,081.5)	(1.83)	(0.09)
	49	22,064.0	86	10	186	26	381.0	39.5	1.73	0.06
複合サービス業	(49)	(25,686.0)	(100)				(428.5)	(14.5)	(1.67)	(0.06)
A	2,486	1,470,737.0	6,195	855	12,147	1,939	26,361.5	3,463.0	1.79	0.05
サービス業	(2,461)		(5,683)		(11,118)	(1791)	(24,178.5)	(3,282.0)	(1.74)	(0.07)
**************************************	(2,701)	(.,557,554.0)	(0,000)	(700)	(11,110)	(1701)	(= 1,1 70.0)	(3,232.0)	(1.7-7)	(0.07)

注1(1)①の表と同じ ※産業計はその他分類不能の産業を含む。 ※平成21年より新産業分類で集計。

		1	(2)身位	障害者の	数(人)		1	(3)知的	内障害者の	数(人)		(4)精神	障害者の	数(人)
	①障害者の		B. 重度		D. 重度以			B. 重度	C. 重度知	D. 重度以		A. 精神	B. 精神	C. 計
区分) 数 (人)	身体障害 者	以外の身 体障害者		外の身体 障害者で ある短時 間労働者	A×2+ B+C+ D×0.5	知的障害 者	以外の知 的障害者	的障害者で ある短時間 労働者	外の知的 障害者で ある短時 間労働者	A×2+ B+C+ D×0.5	障害者	障害者で ある短時 間労働者	A+B× 0.5
産業計	157,884.5	35,417	44,848	2,590	3,424	119,984.0	5,468	14,263	631	1,946	26,803.0	9,831	2,533	11,097.5
性未 司	(149,245.0)	(34,264)	(43,663)	(2,428)	(3,096)	(116,167.0)	(4,862)	(13,022)	(570)	(1,665)	(24,148.5)	(7,905)	(2,049)	(8,929.5)
etta II serville	94.0	26	29	0	0	81.0	0	10	0	0	10.0	3	0	3.0
農・林・漁業	(61.0)	(19)	(19)	(1)	(0)	(58.0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1.0)	(2)	(0)	(2.0)
	86.0	18	44	2	0	82.0	1	0	0	1	2.5	1	1	1.5
鉱業、採石業、砂利採取業	(85.0)	(19)	(41)	(2)	(1)	(81.5)	(1)	(0)	(0)	(1)	(2.5)	(1)	(0)	(1.0)
	5,099.5	1,436	1,624	43	55	4,566.5	53	120	1	5	229.5	283	41	303.5
建設業	(4,297.0)	(1,261)	(1,422)	(28)	(29)		(37)	(79)	(1)	(3)	(155.5)	(150)	(10)	(155.0)
	40.003.0	10.052	11.567	242	264	32.045.0	1,350	3.612	54	110	6,421.0	1,489	96	1.537.0
製 造業	,	(9,276)		(217)		,			(53)	(85)				
A 44 E	(36,518.5) 4,881.5	774	(10,864) 1.451	50	(234) 67	(29,750.0)	(1,157) 247	(3,185) 1.078	16	51	(5,594.5) 1.613.5	(1,136) 168	(76)	185.5
食料品・たばこ	(4,661.0)	(765)	(1,396)	(44)	(55)	(2,997.5)	(232)	(1,013)	(16)	(50)	(1,518.0)	(132)	(27)	(145.5)
繊維工業	267.0 (287.5)	62 (68)	71 (82)	7 (0)	(3)	204.0 (219.5)	8 (8)	32 (37)	(2)	(2)	51.0 (56.0)	(11)	(2)	12.0 (12.0)
木材·家具	134.5	33	35	1	1	102.5	2	19	0	0	23.0	9	0	9.0
	(118.5) 2,339.5	(29) 598	(36) 714	(0) 16	(1) 20	(94.5) 1,936.0	(2) 56	(18) 187	(0)	(0)	(22.0) 300.0	(2) 101	(0) 5	(2.0) 103.5
パルプ・紙・印刷	(2,338.0)	(593)	(741)	(9)	(19)	(1,945.5)	(43)	(207)	(2)	(2)	(296.0)	(92)	(9)	(96.5)
化学工業	7,345.5 (7,237.0)	1,848 (1,809)	2,416 (2,400)	42 (48)	42 (48)	6,175.0 (6.090.0)	216 (228)	458 (453)	(14)	19 (9)	910.5 (927.5)	254 (215)	12 (9)	260.0 (219.5)
窯業•土石	514.5	114	136	4	1	368.5	26	74	3	0	129.0	17	0	17.0
ራ ሥ ራ ፴	(712.0) 1,469.5	(181) 360	(177) 489	(2)	(2)	(542.0) 1,230.5	(37) 42	(80) 77	(2)	(0)	(156.0) 162.0	(14) 76	(0)	(14.0) 77.0
鉄鋼	(798.5)	(198)	(271)	(10)	(0)	(677.0)	(25)	(30)	(1)	(0)	(81.0)	(40)	(1)	(40.5)
非鉄金属	1,020.5 (1,079.5)	214 (243)	(332)	8 (5)	4 (5)	752.0 (825.5)	76 (68)	70 (69)	0 (1)	0 (2)	222.0 (207.0)	46 (47)	(0)	46.5 (47.0)
金属製品	1,401.5	354 (332)	343 (341)	10	8	1,065.0	62 (64)	149 (141)	0	2	274.0 (273.0)	60	5 (5)	62.5
電気機械	(1,336.5) 8,264.0	2,397	2,193	(7)	(4) 19	(1,014.0) 7,014.5	261	470	(4)	(0)	995.0	(47) 249	11	(49.5) 254.5
电火机灰机	(6,799.5) 8.436.0	(2,024) 2,372	(1,863) 2.267	(26) 41	(18) 52	(5,946.0) 7.078.0	(177) 210	(322) 563	(2) 17	(6) 8	(681.0) 1004.0	(171) 349	(3)	(172.5) 354.0
その他機械	(7,281.5)	(2,119)	(2,102)	(32)	(47)	(6,395.5)	(134)	(384)	(4)	(3)	(657.5)	(225)	(7)	(228.5)
その他	3,929.0 (3,869.0)	926 (915)	1,138 (1,123)	28 (34)	37 (32)	3,036.5 (3,003.0)	144 (139)	435 (431)	4 (5)	20 (11)	737.0 (719.5)	149 (140)	13 (13)	155.5 (146.5)
	1.340.0	360	472	1	12	1.199.0	24	48	0	0	96.0	44	2	45.0
電気・ガス・熱供給・水道業	(1,414.0)	(381)	(512)	(1)	(10)		(24)	(42)	(0)	(1)	(90.5)	(42)	(3)	(43.5)
	13.911.0	3.778	3.988	155	140	11,769.0	247	370	1	5	867.5	1,232	85	1,274.5
情報通信業	(12,585.0)	(3,508)	(3,740)			(10,964.5)	(162)	(309)	(0)	(6)		(951)	(67)	(984.5)
			3.079	162	296	7.653.0			-	105	2.006.5		94	573.0
運輸業、郵便業	10,232.5	2,132	,			.,	425	1,056	48		,	526		
	(9,911.0)	(2,069)	(3,173)			(7,600.5)	(399)	(967)	(30)		(1,832.0)	(441)	(75)	(478.5)
卸売業、小売業	21,179.0	4,173	5,100	442	595	14,185.5	831	2,973	129	454	4,991.0	1,648	709	2,002.5
	(19,578.5)	(4,188)	(5,002)			(14,021.5)	(639)	(2,455)	(119)		(4,042.5)	(1,249)		(1,514.5)
金融業、保険業	12,455.5	3,252	4,754	62	88	11,364.0	129	294	2	1	554.5	524	26	537.0
	(11,283.5)	(2,964)	(4,385)			(10,426.0)	(114)	(231)	(2)	(1)		(389)	(14)	(396.0)
不動産業、物品賃貸	2,651.5	609	913	67	89	2,242.5	40	132	12	24	236.0	155	36	173.0
業	(2,557.0)	(600)	(889)	(72)	(80)	(2,201.0)	(35)	(131)	(8)	(30)	(224.0)	(119)	(26)	(132.0)
学術研究、 専門・技術サービス	7,068.5	1,575	1,985	145	190	5,375.0	208	743	34	149	1,267.5	342	168	426.0
業	(5,901.0)	(1,357)	(1,685)	(108)	(151)	(4,582.5)	(162)	(616)	(21)	(102)	(1,012.0)	(243)	(127)	(306.5)
宿泊業、	4,915.0	523	747	155	232	2,064.0	448	1,220	149	461	2,495.5	236	239	355.5
飲食サービス業	(5,058.5)	(547)	(754)	(177)	(171)	(2,110.5)	(499)	(1,295)	(134)	(397)	(2,625.5)	(211)	(223)	(322.5)
生活関連サービス	2,542.0	439	574	78	95	1,577.5	133	400	14	54	707.0	208	99	257.5
業、 娯楽業	(2,676.5)	(478)	(666)	(78)	(109)	(1,754.5)	(123)	(380)	(28)	(59)	(683.5)	(195)	(87)	(238.5)
非本 光型子运师	2,260.0	559	696	31	44	1,867.0	61	110	2	4	236.0	146	22	157.0
教育•学習支援業	(1,891.5)	(500)	(623)	(32)	(31)	(1,670.5)	(32)	(71)	(1)	(0)	(136.0)	(80)	(10)	(85.0)
	7,304.5	1,462	1,926	241	255	5,218.5	260	711	84	252	1,441.0	475	340	645.0
医療•福祉	(6,966.0)	(1,485)	(1,948)			(5,240.5)	(234)	(611)	(69)		(1,256.0)	(353)	(233)	(469.5)
	381.0	72	138	8	10	295.0	14	31	2	8	65.0	17	8	21.0
複合サービス業	(428.5)	(86)	(170)		(8)	(350.0)	(14)	(35)	(1)	(8)		(8)	(5)	(10.5)
	26,361.5	4,951	7,212	756	1.059	18,399.5	1,244	2,433	99	313	5,176.5	2,502	567	2,785.5
サービス業	(24,178.5)	(4,713)	(6,898)		,	(17,522.5)	(970)	(2,110)			(4,285.0)	(2,110)		(2,371.0)
	,, 0.0/	(.,, / . 5 /	,5,500/	(300)	(.50.)	,0_2.0/	(3,3)	(=, 1 . 3)	(,,,,,	(200)	, .,,	(=, 1.0)	(322)	,5)

^{(24,178.5) (4,} 注1(1)②の表と同じ ※産業計はその他分類不能の産業を含む。 ※平成21年より新産業分類で集計。

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

	企業数	雇用率の基礎 となる労働者数	対前年 増減	障害者 雇用数	対前年 増減	雇用率(%)	対前年 増減(p)	法定雇 用率
昭和56	8,003	4,806,246	106,172	45,395	3,103	0.94	0.04	1.5%
57	8,177	4,900,635	94,389	48,261	2,866	0.98	0.04	
58	8,416	4,979,666	79,031	49,880	1,619	1.00	0.02	
59	8,447	5,030,261	50,595	51,338	1,458	1.02	0.02	
60	8,814	5,430,210	399,949	56,468	5,130	1.04	0.02	
61	8,865	5,482,377	52,167	56,985	517	1.04	0.00	
62	9,235	5,635,133	152,756	57,509	524	1.02	▲ 0.02	+
63	9,867	5,772,004	136,871	60,622	3,113	1.05	0.03	1.6%
平成元年	10,398	5,984,760	212,756	62,558	1,936	1.05	0.00	
2	10,892	6,269,853	285,093	65,154	2,596	1.04	▲ 0.01	
3	11,553	6,575,650	305,797	68,888	3,734	1.05	0.01	
4	11,995	6,800,429	224,779	74,783	5,895	1.10	0.05	
5	12,125	6,841,465	41,036	79,598	4,815	1.16	0.06	
6	12,162	6,742,262	▲ 99,203	81,620	2,022	1.21	0.05	
7	12,087	6,618,912	123,350	81,828	208	1.24	0.03	
8	12,164	6,601,324	1 7,588	83,139	1,311	1.26	0.02	
9	12,080	6,577,421	▲ 23,903	83,589	450	1.27	0.01	
10	12,257	6,530,362	4 7,059	83,823	234	1.28	0.01	1
11	12,802	6,420,510	▲ 109,852	83,643	▲ 180	1.30	0.02	1.8%
12	12,512	6,305,043	▲ 115,467	82,843	▲ 800	1.31	0.01	
13	12,589	6,301,577	▲ 3,466	83,401	558	1.32	0.01	
14	12,469	6,221,296	▲ 80,281	81,950	1,451	1.32	0.00	
15	12,528	6,232,528	11,232	83,147	1,197	1.33	0.01	
16	13,045	6,506,784	274,256	87,701	4,554	1.35	0.02	
17	13,227	6,653,770	146,986	92,828	5,127	1.40	0.05	
18	13,760	6,916,486	262,716	99,456.0	6,628.0	1.44	0.04	
19	15,678	7,331,414	414,928	107,158.0	7,702.0	1.46	0.02	
20	16,112	7,920,678	589,264	119,837.5	12,679.5	1.51	0.05	
21	16,189	7,932,919	12,241	124,147.0	4,309.5	1.56	0.05	
22	15,726	7,786,840	1 46,079	126,903.5	2,756.5	1.63	0.07	
23	15,798	8,411,528.0	624,688.0	135,469.0	8,565.5	1.61	▲0.02	
24	16,062	8,544,360.0	132,832.0	141,453.5	5,984.5	1.66	0.05	
25	17,626	8,696,239.5	151,879.5	149,245.0	7,791.5	1.72	0.06	2.0%
26	17,827	8,907,252.0	211,012.5	157,884.5	8,639.5	1.77	0.05	

注1 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

~昭和62年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年~平成4年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者

平成5年~ 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年~ 精神障害者又は、精神障害者である短時間労働者(短時間労働者は0.5カウント)が加わった。 平成23年~ 身体障害者又は知的障害者である短時間労働者(いずれも0.5カウント)が加わった。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

	①法定雇用率				②不	足数				③障害者の
区分	未達成企業の数	0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	数が0人で ある企業数
規模計	12,434 (100.0%)		2,975 (23.9%)	1,184 (9.5%)	766 (6.2%)		115 (0.9%)	28 (0.2%)	4 (0.0%)	7,011 (56.4%)
50-100人未満	4,894 (100.0%)		<u>-</u>	1	–	1	1	1	-	4,848 (99.1%)
100-300人未満	4,710 (100.0%)		2,501 (53.1%)	638 (13.5%)	201 (4.3%)	38 (0.8%)	1	!		2,128 (45.2%)
300-500人未満	1,136 (100.0%)		216 (19.0%)	254 (22.4%)	256 (22.5%)	184 (16.2%)	1	I -	<u>-</u>	27 (2.4%)
500-1,000人未満	930 (100.0%)		152 (16.3%)	189 (20.3%)	201 (21.6%)	226 (24.3%)	24 (2.6%)	I -		7 (0.8%)
1,000人以上	764 (100.0%)		106 (13.9%)	103 (13.5%)	108 (14.1%)	243 (31.8%)		28 (3.7%)	4 (0.5%)	(0.1%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

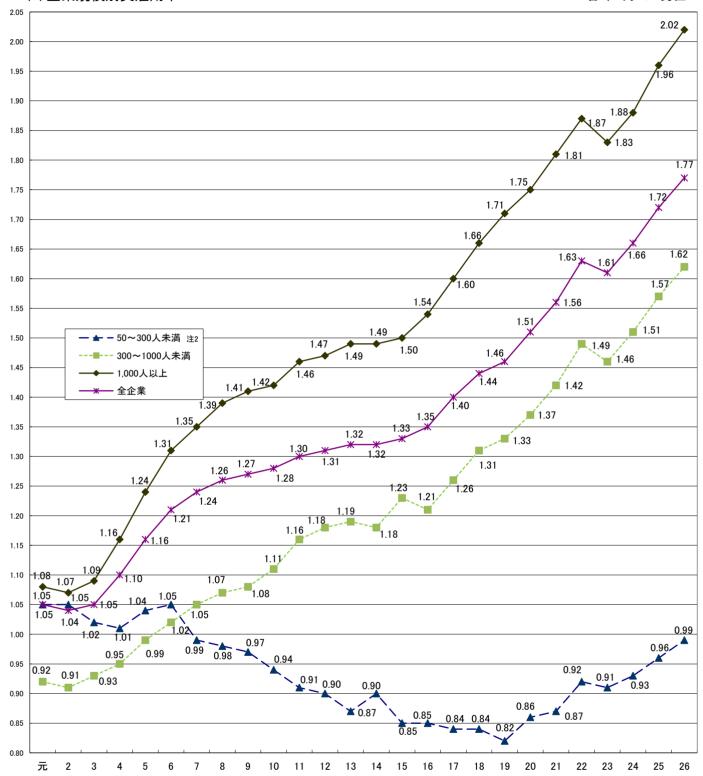
注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

2 民間企業における実雇用率等の推移(グラフ)

(1)企業規模別実雇用率

各年6月1日現在

年



注1 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

平成元年~平成4年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者

平成5年~ 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

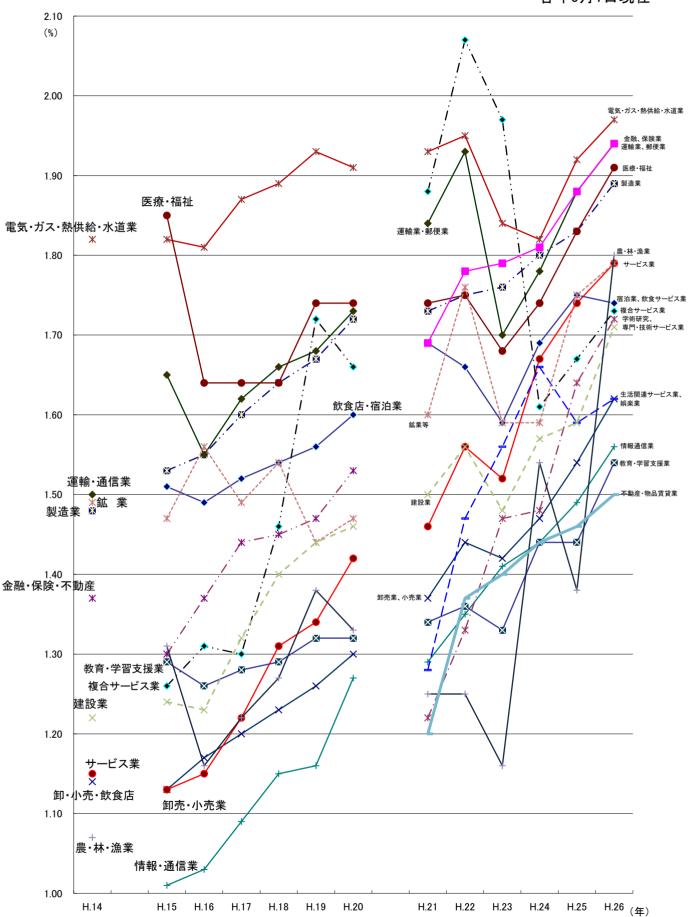
平成18年~ 精神障害者又は、精神障害者である短時間労働者(短時間労働者は0.5カウント)が加わった。

平成23年~ 身体障害者又は知的障害者である短時間労働者(いずれも0.5カウント)が加わった。

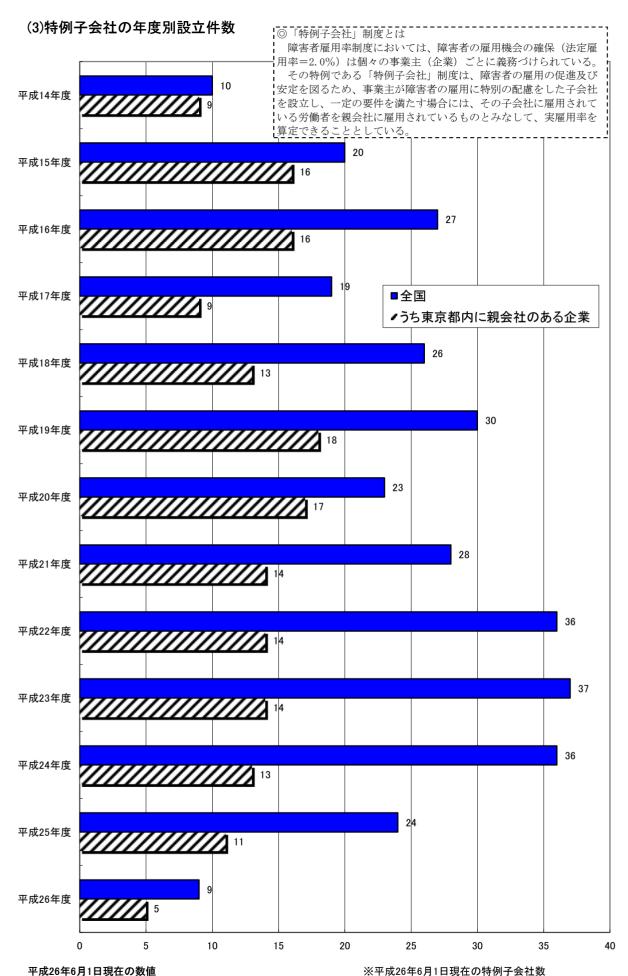
注2 平成元年から平成10年までは「63~300人未満」、平成11年から平成24年までは「56~300人未満」

(2)産業別実雇用率

各年6月1日現在



注1 平成15年及び平成21年に産業分類が変更になっている。



ペキ成20年0月1日現在の特例子芸社数 全国:391社 (うち東京都内に親会社のある企業:198社)

3 地方公共団体における障害者の在職状況

(1) 法定雇用率2.3%が適用される地方公共団体

① 概況

. ,,,,,,,			③障害者の数(人)								
区分	(機関)	②法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	A重度身体 障害者及び 重度知的障 事者の障害者の障害者である短時間勤務職員		C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者			F. うち新規 雇用分	④実雇用率 E÷②×100 (%)	⑤雇用率対前 年比増減(P)	⑥不足数
都の機関	9	36,003.5	266	37	370	41	959.5	13.0	2.67	0.01	0.0
日かりが成長	(9)	(35,626.5)	(260)	(34)	(372)	(40)	(946.0)	(21.5)	(2.66)	(0.06)	(0.0)
区の機関	27	68,410.5	483	18	747	66	1,764.0	42.0	2.58	▲0.02	1.0
区07版层	(27)	(68,612.0)	(496)	(21)	(734)	(68)	(1,781.0)	(58.5)	(2.60)	0.05	(1.0)
市町村の機関	50	29,313.5	189	3	294	13	681.5	40.5	2.32	0.07	16.0
川川川川でクリ及(夫)	(51)	(29,142.0)	(170)	(6)	(301)	(15)	(654.5)	(22.0)	(2.25)	(0.10)	(25.5)
計	86	133,727.5	938	58	1,411	120	3,405.0	95.5	2.55	0.01	17.0
ěΙ	(87)	(133,380.5)	(926)	(61)	(1,407)	(123)	(3,381.5)	(102.0)	(2.54)	(0.07)	(26.5)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除い た職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、③E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、③D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに 精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、③E欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。
- 3 ③A. C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。③B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 ③F欄の「うち新規雇用」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5())内は平成25年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 ⑥欄の「不足数」とは、②欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から③E欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0になることをもって法定雇用率達成となる。 したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

② 障害部位別在職状況

	コニャル・ハンル		②身体障害者の数(人)							③知的暗雪	子者の数(人)			④精神障害者の数(人)			
区分	①障害者の 数(人)	A.重度身体障害者	外の身体障 害者	C. 重度身 体障害者で ある短時間 労働者	D. 重度以 外の身体障	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5			の知的障害者	C. 重度知的 障害者である 短時間労働者	D. 重度以外 の知的障害者	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分		B. 精神障 害者であ	C. 計 A+B×	D. うち新 規雇用分
都の機関	959.5	266	346	37	39	934.5	13.0	0	0	0	0	0.0	0.0	24	2	25.0	0.0
部の(機関	(946.0)	(260)	(348)	(34)	(39)	(921.5)	(21.5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(24)	(1)	(24.5)	(0.0)
区の機関	1,764.0	475	680	18	55	1,675.5	33.0	8	3	0	5	21.5	4.5	64	6	67.0	4.5
区の版例	(1,781.0)	(488)	(676)	(21)	(59)	(1,702.5)	(34.5)	(8)	(2)	(0)	(5)	(20.5)	(16.5)	(56)	(4)	(58.0)	(7.5)
市町村の機関	681.5	189	270	3	13	657.5	40.5	0	3	0	0	3.0	0.0	21	0	21.0	0.0
门加了到了人民民	(654.5)	(170)	(281)	(6)	(14)	(634.0)	(22.0)	(0)	(3)	(0)	(1)	(3.5)	(0.0)	(17)	(0)	(17.0)	(0.0)
<u>=</u>	3,405.0	930	1,296	58	107	3,267.5	86.5	8	6	0	5	24.5	4.5	109	8	113.0	4.5
āT	(3,381.5)	(918)	(1,305)	(61)	(112)	(3,258.0)	(78.0)	(8)	(5)	(0)	(6)	(24.0)	(16.5)	(97)	(5)	(99.5)	(7.5)

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③E欄及び④C欄の計である。
- 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、②③E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。
- 3 ②③D欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④B欄の精神障害者である短時間勤務職員短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④C欄を算出するに当たり0.5カウントを行っている。
- 4 ②③のA、B欄及び④A欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③D欄及び④B欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③F欄及び④D欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6()内は平成25年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

7

(2) 法定雇用率2.2%が適用される教育委員会

区分	①機関数(機関)	②法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員 数(人)	③障害者の数(人)	うち新規雇用 分	④実雇用率 ③÷②× 100(%)	⑤雇用率対 前年比増減 (P)	⑥不足数
東京都教育委員会	1	42,778.0	881.5	119.5	2.06	0.28	59.5
宋 尔 仰 教 月 安 貝 云	(1)	(42,770.5)	(763.0)	(54.0)	(1.78)	0.17	(177.0)

4 公的機関の各機関の状況

(1)地方自治体の各機関の状況 ① 都の機関の状況(法定雇用率2.3%)

Ū	HILLS		1770(7.	ム人に圧しる	1 =:0					
		都の	機関			① 法定雇用障害数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数 (人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数	備考
1	知	事		部	局	23,736.0	620.5	2.61	0.0	
2	2 議 会 月		局	159.5	5.5	3.45	0.0			
3	人	事	委	員	숲	64.0	3.0	4.69	0.0	
4	監	査	事	務	局	92.0	3.0	3.26	0.0	
5	交		通		局	1,997.5	63.5	3.18	0.0	
6	水		道		局	2,907.0	81.0	2.79	0.0	
7	下	水		道	局	1,424.0	45.5	3.20	0.0	
8	8 警 視 庁		庁	4,623.0	113.5	2.46	0.0			
9 東京消防庁		庁	1,000.5	24.0	2.40	0.0				
	都の機関合計					36,003.5	959.5	2.67	0.0	

② 区市町村の機関の状況(法定雇用率2.3%)

	区の機関		① 法定雇用障害数の算定 の基礎となる職員数(人)		③ 実雇用率(%)	④ 不足数	備考
1	千 代	田区	1,235.5	33.5	2.71	0.0	
2	中 央	区	1,615.0	41.0	2.54	0.0	
3	港	区	2,075.0	65.0	3.13	0.0	
4	新 宿	区	3,054.5	70.0	2.29	0.0	
5	文 京	区	2,133.5	50.5	2.37	0.0	
6	台 東	区	1,758.0	49.0	2.79	0.0	
7	墨田	区	2,439.5	56.5	2.32	0.0	
8	江 東	区	2,506.0	65.5	2.61	0.0	
9	品 川	区	2,456.0	74.0	3.01	0.0	
10	目 黒	区	2,535.5	68.0	2.68	0.0	
11	大 田	区	4,755.5	116.0	2.44	0.0	
12	世 田	谷 区	5,470.5	132.5	2.42	0.0	
13	渋 谷	区	1,952.5	53.0	2.71	0.0	
14	中 野	区	2,247.5	64.0	2.85	0.0	
15	杉 並	区	4,590.0	111.5	2.43	0.0	
16	豊 島	区	2,454.5	62.5	2.55	0.0	
17	北	区	2,531.5	61.5	2.43	0.0	
18	荒 川	区	2,062.0	47.5	2.30	0.0	
19	板 橋	区	3,949.5	92.5	2.34	0.0	
20	練 馬	区	4,805.5	113.0	2.35	0.0	
21	足 立	区	4,121.0	117.5	2.85	0.0	
22	葛 飾	区	2,277.0	69.5	3.05	0.0	
23	江 戸	川区	4,180.5	113.5	2.71	0.0	
24	特別区人事・厚	生事務組合	229.0	14.0	6.11	0.0	
25	特 別 区 競	馬組合	101.0	2.0	1.98	0.0	
26	東京23区清掃一		810.5	20.5	2.53	0.0	
27	東 京 都 後 打 医 療 広	朋 高 齢 者 域 連 合	64.0	0.0	0.00	1.0	
	区の機関合		68,410.5	1,764.0	2.58	1.0	

市町村の機関		①法定雇用障害数の算定の 基礎となる労働者数(人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④不足数	備考
1 八 王 子	市	3,411.0	84.5	2.48	0.0	特例承認あり(注4)
2 立 川	市	1,031.5	23.0	2.23	0.0	
3 武 蔵 野	市	1,144.0	28.0	2.45	0.0	特例承認あり(注4)
4 三 鷹	市	825.5	18.5	2.24	0.0	
5 青 梅	市	802.5	21.0	2.62	0.0	特例承認あり(注4)
6 府 中	市	1,217.0	29.0	2.38	0.0	
7 昭 島	市	719.0	19.0	2.64	0.0	特例承認あり(注4)
8 調 布	市	1,232.0	28.0	2.27	0.0	特例承認あり(注4)
9 町 田	市	3,158.0	75.5	2.39	0.0	特例承認あり(注4)
10 小 金 井	市	922.5	21.5	2.33	0.0	特例承認あり(注4)
11 小 平	市	868.5	19.0	2.19	0.0	
12 日 野	市	806.5	20.0	2.48	0.0	
13 東 村 山	市	727.0	17.5	2.41	0.0	
14 国 分 寺	市	944.5	22.5	2.38	0.0	
15 国 立	市	465.0	11.0	2.37	0.0	特例承認あり(注4)
16 福 生	市	415.0	6.0	1.45	3.0	特例承認あり(注4)
17 狛 江	市	461.0	11.0	2.39	0.0	特例承認あり(注4)
18 東 大 和	市	472.0	10.0	2.12	0.0	特例承認あり(注4)
19 清 瀬	市	635.0	16.0	2.52	0.0	特例承認あり(注4)
20 東 久 留 米	市	815.0	21.0	2.58	0.0	
21 武 蔵 村 山	市	356.0	5.0	1.40	3.0	特例承認あり(注4)
22 多 摩	市	778.0	17.0	2.19	0.0	
23 稲 城	市	638.0	16.0	2.51	0.0	特例承認あり(注4)
24 羽 村	市	286.0	8.0	2.80	0.0	
25 あ き る 野	市	494.0	14.0	2.83	0.0	特例承認あり(注4)
26 西 東 京	市	1,332.0	30.0	2.25	0.0	特例承認あり(注4)
27 瑞 穂	町	213.0	5.0	2.35	0.0	
28 日 の 出	町	161.5	7.0	4.33	0.0	
29 檜 原	村	85.0	1.0	1.18	0.0	
30 奥 多 摩	町	87.0	1.5	1.72	0.5	
31 大島	町	147.0	1.0	0.68	2.0	
32 利 島	村	-	_	-	-	注5
33 新 島	村	122.0	3.0	2.46	0.0	
34 神 津 島	村	101.5	0.5	0.49	1.5	
35 三 宅	村	107.0	3.0	2.80	0.0	
36 御 蔵 島	村	-	-	-	-	注5
37 八 丈	町	145.0	2.0	1.38	1.0	
38 青 ヶ 島	村	_		-	-	注5
39 小 笠 原	村	124.0	0.0	0.00	2.0	
40 立川市教育委員	<u>会</u>	300.0	6.0	2.00	0.0	
41 三鷹市教育委員	会	223.0	5.0	2.24	0.0	
42 府中市教育委員	<u>会</u>	182.5	5.0	2.74	0.0	
43 小平市教育委員	<u>会</u>	278.5	6.0	2.15	0.0	
44 日野市教育委員	<u>会</u>	180.0	5.0	2.78	0.0	
45 東村山市教育委員		176.0	4.0	2.27	0.0	
46 国分寺市教育委員		223.0	6.5	2.91	0.0	
47 多摩市教育委員	<u>会</u>	285.5	5.0	1.75	1.0	注6
48 羽村市教育委員	会	-	-	-	-	注5
49 青梅市立総合病	院	340.0	7.0	2.06	0.0	
50 日 野 市 立 病	院	109.0	3.0	2.75	0.0	
51 福 生 病 院 組	<u>合</u>	172.0	3.0	1.74	0.0	
52 阿 伎 留 病 院 企 業	寸	171.0	3.0	1.75	0.0	
53 昭 和 病 院 企 業	4	373.0	7.0	1.88	1.0	
54 町 立 八 丈 病	院	-	_	-	-	注5
55 柳 泉 園 組	合	-	_	-	-	注5
56 東京市町村総合事務約	自合	50.5	0.0	0.00	1.0	
市町村の機関の合計		29,313.5	681.5	2.32	16.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体 障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障 害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0になることをもって法定雇用率達成となる。 したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 注4の市は特例認定を受けている。特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧		
認定地方機関(A)	みなされることと	:なる機関(B)
八王子市	八王子市教育委員会	
武蔵野市	武蔵野市教育委員会	武蔵野市水道部
青梅市	青梅市教育委員会	
昭島市	昭島市教育委員会	
調布市	調布市教育委員会	
町田市	町田市教育委員会	町田市民病院
小金井市	小金井市教育委員会	
国立市	国立市教育委員会	
福生市	福生市教育委員会	
狛江市	狛江市教育委員会	
東大和市	東大和市教育委員会	
清瀬市	清瀬市教育委員会	
東久留米市	東久留米市教育委員会	
武蔵村山市	武蔵村山市教育委員会	
稲城市	稲城市教育委員会	稲城市立病院
あきる野市	あきる野市教育委員会	
西東京市	西東京市教育委員会	

- 注5 これらの機関においては、職員数が43.5人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第38条に基づく障害者の採用義務が発生していない。
- 注6 多摩市教育委員会においては10月1日現在において、障害者の数6.0人、実雇用率2.09%、不足数0.0人となっている。

5 独立行政法人等における雇用状況

(1)概況

\ 1 / 11×6 12 6										
区分	①企業数 (社)	②法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働 者数(人)	A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	ある短時間労	の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	の数(人) D.重度以外の 身体的に りがは りがいに で で ある短 時間 労働者	A x 2+B+	F. うち新規 雇用分	④実雇用率 E÷②×100 (%)	⑤雇用率対 前年比増減 (P)
独立行政法人等	75	167,130.5	974	50	1,811	92	3,855.0	480.0	2.31	0.04
[2.3%]	(75)	(146,574.0)	(837)	(43)	(1,576)	(76)	(3,331.0)	(552.0)	(2.27)	(0.12)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
 - 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、③E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、③D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、③E欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。
 - 3 ③A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、③B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
 - 4 ③F欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
 - 5 () 内は平成25年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2)地方独立行政法人等の各機関の状況

_	(2) 地力强立门政法八号の自成员の依然					
ſ	法人名	①法定雇用障害者数の算定の	②障害者数	③実雇用率	④不足数	
	丛 八石	基礎となる労働者数(人)	(人)	(%)		備考
ŀ	1 東京都健康長寿医療センター	769.5	11.0	1.43	6.0	
:	2 東京都立産業技術研究センター	310.0	7.0	2.26	0.0	
(3 首都大学東京	967.5	32.0	3.31	0.0	
4	4 東京都住宅供給公社	1328.5	33.0	2.48	0.0	
Γ	地方独立行政法人等の合計	3375.5	83.0	2.46	6.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 注2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 注3 ②欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これがO. Oになることをもって法定雇用率達成となる。 したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数がO. Oとなることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 区市町村土地開発公社については、労働者数がいずれも43.5人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生しないため、省略した。